

会津大学コミュニティスペース「きやれ」利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津大学コミュニティスペース「きやれ」（学生ホール1階）（以下「きやれ」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 きやれの管理は、総務予算課が行う。
なお、出入口の鍵は、警備室にて保管する。

(利用目的及び範囲)

第3条 きやれは、本学学生又は教職員が別に定める「会津大学コミュニティスペース「きやれ」利用者心得」（以下「利用者心得」という。）を遵守する場合において、個別の許可なく利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、総務予算課長の許可を得なければならない。
 - (1) 本学学生又は教職員が教育・研究活動や作品展示発表（音楽・ダンス等を除く）などの交流活動等により利用する場合
 - (2) 本学における主要な行事により利用する場合
 - (3) 次条第1項に定める利用日時以外の日時に利用する場合
 - (4) その他、総務予算課長が必要と認めた場合

(利用日時)

第4条 きやれを利用できる時間は、原則として平日の午前8時から午後8時までとする。
2 前項の規定にかかわらず、総務予算課長が利用を認めた場合は、この限りではない。

(利用申請)

第5条 きやれの利用に当たって、第3条第2項各号に該当する場合は、原則として利用する日の7日前までに「学内施設使用申請書（食堂等）」と当該活動の内容を記載した書面等を総務予算課長に提出し、許可を受けなければならない。

(利用に当たっての禁止事項)

第6条 総務予算課長は、前条に規定する申請書の提出があり、利用することが適当だと認めた場合には、利用を許可する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は許可しないものとする。

- (1) 本学における授業等の教育活動や研究活動、学内行事等に支障があるとき
- (2) きやれ及びその設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- (3) 公序良俗に反する行為、騒音や汚損等のおそれがあるとき
- (4) この要綱及び別に定める利用者心得を遵守せず、かつ、教職員の注意又は指導に従わないとき
- (5) その他、総務予算課長が適当でないとして認めたとき

2 総務予算課長は、前項の許可に当たっては、必要に応じ利用の条件（以下「許可条件」という。）を付すことができるものとする。

(許可の取消等)

第7条 総務予算課長は、前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの要綱又は許可条件に違反したときは、許可を取り消し又は利用を中止させることができる。

(転貸の禁止)

第8条 利用許可は、第三者に転貸してはならない。

(利用者の施設保全の義務)

第9条 使用者は、別に定める利用者心得を遵守し、きやれ及びその設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。

- 2 最終利用者は、きやれの利用を終了したときは異常の有無を確認しなければならない。この場合において、異常があるときはその旨を速やかに総務予算課長に報告しなければならない。
- 3 利用者は、故意又は過失により、きやれ又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、きやれの利用に関し必要な事項は、総務予算課長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年12月1日から施行する。